

船橋市消防吏員採用試験等における補欠合格の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市消防吏員採用試験等（以下「試験等」という。）における補欠合格に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補欠合格の決定)

第2条 第2次試験の試験結果における「合格」の次の順位から順次必要人数を「補欠合格」とすることができる。

(補欠合格を決定することができる試験等)

第3条 補欠合格を決定することができる試験等の種類は次のとおりとする。

- (1) 船橋市消防吏員採用試験
- (2) 船橋市消防職員採用試験

(補欠合格した者の採用)

第4条 採用予定時期までに、合格した者が採用を辞退、その他合格した者が採用され得ない事情が生じるなど、採用予定者に欠員が出た場合、または、採用計画が変更された場合、もしくは、消防吏員等に欠員が生じた場合、補欠合格した者を第2次試験結果の順位の順に繰り上げて合格とし、採用することができるものとする。

(補欠合格した者への採否の決定及び通知)

第5条 補欠合格した者の合格または不合格は採用試験受験年度の翌年度11月末までに決定し、補欠合格した者に通知するものとする。

(補欠合格した者の採用時期)

第6条 補欠合格した者のうち合格と決定された者については速やかに就職意思の確認をし、就職意思のある補欠合格した者については必要に応じて採用するものとする。

(補欠合格した者への試験結果情報の提供について)

第7条 補欠合格した者については合格または不合格が決定するまでの間、本人の試験結果情報の提供を行わないものとする。なお、不合格となった者の本人の試験結果情報の提供は、船橋市消防吏員採用試験等に係る保有個人情報の本人に対する提供に関する取扱基準に準じて行うものとする。

附 則

この基準は、平成14年11月1日から施行する。

この基準は、平成17年10月1日から施行する。

この基準は、平成28年11月1日から施行する。

この基準は、令和5年4月1日から施行する。